

(様式第1号)

年 月 日

## 銚田市浄水器購入費等補助金交付申請書

銚田市長

申請者 住所 銚田市  
氏名  
連絡先電話番号

浄水器購入費等補助金の交付を受けたいので、銚田市浄水器購入費等補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり申請します。

### 記

- 1 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 購入・設置価格(税抜) \_\_\_\_\_ 円
- 3 購入・設置する浄水器の メーカー \_\_\_\_\_  
メーカー及び機種 機種 \_\_\_\_\_
- 4 添付書類
  - (1) 浄水器の購入及び設置に係る見積書の写し
  - (2) 市水道課が発行する管路台帳の写し
  - (3) その他市長が必要と認める書類

(様式第2号)

第 号  
年 月 日

浄水器購入費等補助金交付決定通知書

住 所  
氏 名 様

銚田市長

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付申請について、下記のとおり交付決定することとしたので、銚田市浄水器購入費等補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 購入・設置できる浄水器  
のメーカー及び機種 \_\_\_\_\_  
機 種 \_\_\_\_\_

(様式第3号)

第 号  
年 月 日

浄水器購入費等補助金不交付決定通知書

住 所  
氏 名 様

銚田市長

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付申請について、下記の理由により不交付決定としたので、銚田市浄水器購入費等補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

不交付決定の理由

(様式第4号)

年 月 日

## 浄水器購入費等補助金変更承認申請書

銚田市長

申請者 住所 銚田市  
氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた浄水器購入費等補助金について、決定内容を下記のとおり変更したいので、銚田市浄水器購入費等補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

### 記

#### 1 変更内容

##### (1) 補助金額の変更

変更前 \_\_\_\_\_ 円

変更後 \_\_\_\_\_ 円

##### (2) 浄水器の機種の変更

変更前 \_\_\_\_\_

変更後 \_\_\_\_\_

#### 2 変更理由

#### 3 変更に係る添付書類(変更事項のみ提出のこと)

##### (1) 浄水器の購入及び設置に係る見積書の写し

(様式第5号)

第 号  
年 月 日

## 浄水器購入費等補助金交付決定変更承認通知書

住 所  
氏 名

様

銚田市長

年 月 日付で変更の承認申請のあった補助金の変更承認について、下記のとおり承認したので、銚田市浄水器購入費等補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

### 記

1 補助金交付決定額  
(変更後)

円

2 購入・設置できる浄水器  
のメーカー及び機種

メーカー

機種

3 交付条件

この変更承認により浄水器を購入し、及び設置することができる期間は、年 月 日までです。

(様式第6号)

第 号  
年 月 日

浄水器購入費等補助金交付決定変更不承認通知書

住 所  
氏 名

様

銚田市長

年 月 日付で変更の承認申請のあった補助金の変更承認について、下記の理由により不承認決定したので、銚田市浄水器購入費等補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

変更不承認の理由

(様式第7号)

年 月 日

## 浄水器購入費等報告書

銚田市長

申請者 住所 銚田市  
氏名

下記のとおり浄水器を購入し、及び設置しましたので、銚田市浄水器購入費等補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

### 記

1 設置年月日 年 月 日

2 購入・設置できる浄水器  
のメーカー及び機種

メーカー

機種

3 添付書類

- (1) 浄水器を購入し、及び設置したことを証する写真
- (2) 浄水器の購入及び設置に係る領収証(書)の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(様式第8号)

第 号  
年 月 日

住所  
氏名

様

銚田市長

### 浄水器購入費等補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった浄水器購入費等補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、銚田市浄水器購入費等補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 補助金確定額 \_\_\_\_\_ 円

※この通知書を受領後は、速やかに補助金の交付請求の手続をしてください。

(様式第9号)

年 月 日

## 浄水器購入費等補助金交付請求書

銚田市長

申請者 住所 銚田市  
氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の額の確定のありました浄水器購入費等補助金について、銚田市浄水器購入費等補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 補助金交付請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名	銀行・信用金庫 本店		
	信用組合・農協 支店		
口座番号		口座	普通・当座
フリガナ			
名義人			

(様式第 10 号)

第 号  
年 月 日

## 浄水器購入費等補助金交付取消通知書

住 所  
氏 名

様

銚田市長

年 月 日付け 第 号で交付決定した浄水器購入費等補助金について、下記の理由により取り消したので、銚田市浄水器購入費等補助金交付要綱第 13 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定金額 \_\_\_\_\_ 円

2 取り消しの理由

(様式第 11 号)

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

銚田市長 印

浄水器購入費等補助金返還命令通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した令和 8 年度銚田市飼料価格安定対策事業補助金については、銚田市浄水器購入費等補助金交付要綱第 13 条第 3 項の規定により、下記のとおり補助金の(全部・一部)返還を命じることに決定したので通知します。

記

- 1 補助金返還の理由
- 2 補助金返還額 円
- 3 補助金返還期限 年 月 日

(不服申立てに係る教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、銚田市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内。以下同じ。)に、銚田市を被告として(訴訟において銚田市を代表する者は、銚田市長となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<問い合わせ先>

銚田市環境経済部生活環境課 銚田市銚田 1444 番地 1 0291- -